

2. 給与に準ずるもの (所得税法 183条)

内容	業務内容・謝金単価・従事場所・従事時間等の条件を提示し、短期間(30日以内)の雇用に準じた依頼をするもので、実施確認者の指示及び監督のもと業務内容に従事する、教育研究補助謝金、資料整理協力謝金、チューター謝金等が該当します。 ※31日以上期間、業務を依頼することが見込まれる場合は、謝金の支出ではなく、雇用の手続きを行ってください。
所得税率	日額表丙 ※本学職員が本務以外の業務を行った場合は、月額表乙欄適用 ※平成25年1月1日以降に支払う謝金等については、復興特別所得税が加算されます。 (平成25年1月1日以降の所得税率＝日額表・月額表による所得税率×102.1%)
消費税	不課税

謝金種別	単 価	内 容 例	摘 要
1 教育研究補助謝金	大学院博士課程(前期の課程を除く。)に在籍する者又はそれに相当する者(1時間) 1,400 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程に在籍する者又はそれに相当する者(〃) 1,200 上記以外の者(〃) 970	本学学生等に教育研究補助業務を依頼し支払う謝礼。	広島県の最低賃金額970円を下回らないように留意。他大学の留学生の場合は「資格外活動許可」の確認が必要であることを留意。
2 資料整理協力謝金	1時間 970	本学学生等に資料整理等を依頼し支払う謝礼。(教育研究活動に該当しない業務)※	広島県の最低賃金額970円を下回らないように留意。留学生の場合は「資格外活動許可」の確認が必要であることを留意。
16 留学生チューター指導謝金	1時間 1,000	外国人留学生に対し、本学構成員に個別指導を行ってもらい支払う謝礼。	
38 留学生サポーター謝金	1時間 970	「新入学外国人留学生生活支援制度」に基づき、本学学生に外国人留学生の生活支援を依頼し支払う謝礼。	広島県の最低賃金額970円を下回らないように留意。留学生の場合は「資格外活動許可」の確認が必要であることを留意。
22 入学試験協力謝金	1時間 970	入学試験に伴う実技検査補助及び試験会場の後片付け等を本学学生に依頼し支払う謝礼。	広島県の最低賃金額970円を下回らないように留意。留学生に後片付け等の単純労務を依頼する場合は「資格外活動許可」の確認が必要であることを留意。
26 健康診断協力謝金	医師(1時間) 5,000 看護師(〃) 1,300	本学の児童・生徒の健康診断を、学外の医師・看護師に依頼し支払う謝礼。	

※資格外活動許可の対象の業務の例

- ・法人本部や各部局等の支援室で行う事務的な業務(学生窓口、図書館窓口での対応等)
- ・物品を運搬するだけの肉体労働
- ・専門的知識を必要としない単純労務(集計、会場整理等) など